

小規模多機能型居宅介護事業所 ひなた

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(袋井市指定 第2297300036号)

様

当事業所は、ご契約者に対して介護予防対象者を含む小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、サービスの利用にあたってご理解いただきたいことを次のとおり説明します。

### ◆◆目次◆◆

1	事業者	2
2	利用事業所の概要	2・3
3	事業実施区域及び営業時間	3
4	職員の配置状況	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	4・5・6
6	苦情・相談の受付と解決手順	7
7	運営推進会議の設置	7
8	協力医療機関と連携施設	7・8
9	非常災害・緊急時の対応	8
10	身体拘束の廃止	8
11	秘密保持と個人情報の取り扱い	8・9
12	事故発生時の対応	9
13	サービスの第三者評価	9
14	サービス利用にあたっての留意事項	9・10

## 1 事業者

(1) 利用する事業所（ひなた）は、（福）三宝会が設置、運営します。

法人名	社会福祉法人 三宝会
法人所在地	静岡県袋井市浅名1577-1 (〒437-1102)
電話番号	(0538) 30-7825
代表者氏名	理事長 岡田 泰稔
設立年月日	昭和53年3月31日

(2) 事業者が指定を受けている他の介護保険事業所は次のとおりです。

事業所の種類と名称	利用定員	指定年月日
介護老人福祉施設	90名	平成12年3月1日
短期入所生活介護 紫雲の園	9名	平成12年3月1日
介護予防短期入所生活介護		平成18年4月1日
通所介護相当サービス	50名	平成30年4月1日
通所型サービスA 浅羽デイサービスセンター	15名	平成29年4月1日
居宅介護支援事業 浅羽ケアマネジメントセンター	—	平成11年8月1日
居宅介護予防支援事業 浅羽地域包括支援センター	—	平成18年4月1日
認知症対応型共同生活介護	18名	令和 3年4月1日
介護予防認知症対応型共同生活介護 ひなた		

## 2 利用事業所の概要

利用事業所（ひなた）の概要は、次のとおりです。

サービス種類	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所番号	袋井市指定 第2297300036号
目的	利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の様態や希望、置かれている環境を踏まえ、通い、訪問及び宿泊の各サービスを柔軟に組み合わせて援助することにより、利用者が、その居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
名称	ひなた
所在地	静岡県袋井市浅羽84-7 (〒437-1101)
連絡先	電話番号 (0538) 24-0390 FAX番号 (0538) 24-0391

管理者の氏名	柞木 晃
運営方針	利用者一人ひとりの意思、人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域の社会資源との連携を図ります。
開設年月日	平成23年4月1日
登録定員	29名
設備等の概要	設備基準を満たしています。 宿泊室・・・個室9部屋（1部屋7.45㎡以上） 居間・・・・・・和室2部屋 食堂・・・・・・1フロア 台所・・・・・・食堂1フロア内 浴室・・・・・・個人浴室1室 消火設備・・・簡易スプリンクラー 自動火災通報装置 非常用照明 誘導灯 消火器

### 3 事業実施区域及び営業時間

通常の事業実施区域	袋井市内
営業日	通年
通いサービス	(基本時間) 9時から17時
訪問サービス	(基本時間) 24時間
宿泊サービス	(基本時間) 17時から翌日9時
サービス調整	(対応時間) 8時から17時

\*送迎時間、宿泊期間については個別の必要性に応じ、柔軟に対応します。

### 4 職員の配置状況

利用者に対する職員数の配置(基準遵守)を確保して、サービスの提供にあたります。職員の勤務時間については8:00~17:00を基本とする7:00~20:00の間で、夜勤は17:00~翌日10:00のシフト制をとって対応します。

職員の職種	常勤		非常勤		指定基準
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			*兼務可
介護支援専門員		1名			*兼務可
相談員		1名			*兼務可
看護職員			2名		1名以上 *夜勤に対応
介護職員	5名	2名	6名		*日中、利用者3名に1名+1名

## 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、登録利用者（要支援・要介護の認定を受けた、居宅での生活を継続希望される方）に対して次のサービスを提供します。サービスの内容は介護保険の給付対象のものと、給付対象外となるものがあります。

### （1）介護保険の給付対象サービス

①通いサービス	
<p>利用定員：登録利用者の内、1日18名以内          基本時間：9時から17時</p>	
<p>事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助や余暇活動、地域参加の支援を行います。</p>	
食事	<p>食事の提供及び食事摂取の見守り、介護をします。利用者が台所で調理することもできます。食事の利用は任意です。</p>
入浴	<p>入浴または清拭を行います。衣類の着脱、身体の清拭、洗髪や洗身の援助をします。入浴の利用は任意です。</p>
排泄	<p>利用者の様態に応じて適切な介護、援助をします。</p>
健康チェック	<p>血圧測定等の利用者の全身状態の観察、把握をします。</p>
余暇活動	<p>利用者の様態や希望に応じ、レクリエーションや体操、地域への参加を援助します。</p>
送迎	<p>利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ご家族による送迎も可能です。</p>
②訪問サービス	
<p>対象：登録利用者          基本時間：24時間</p>	
<p>利用者の様態や希望、その必要性に合わせて定期または随時に訪問し、ご自宅での日常生活上の必要な援助をします。</p>	
日常生活上の援助	<p>ご自宅での生活上の介護（移動、排泄、着脱衣等）及び家事援助を行います。医療行為はできません。          訪問サービス実施のための必要な用具品等はご自宅のものを無償で活用させていただきます。</p>
③宿泊サービス	
<p>利用定員：登録利用者の内、1日9名以内          基本時間：17時から翌日9時</p>	
<p>利用者の状況、ご家族の事情に合わせて宿泊サービスを提供します。事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の生活上の援助や余暇活動等を支援します。通いサービスの延長からの利用もできます。</p>	

④ケアプランの作成と評価、サービスの調整

対象：登録利用者

利用者の「居宅介護サービス」「小規模多機能型居宅介護計画」を利用者、ご家族とともに様態や希望、置かれている環境等に合わせて作成、ご提案します。

サービス利用中は利用者の生活状況、介護状況等の把握に努め、地域の社会資源の活用、連携を含めて見直しを行います。

通いサービスのない日には、必要に応じて電話連絡による見守りを行います。

利用者の様態やご家族の事情と事業所全体の状況等を勘案して、サービス利用の調整・相談をさせていただきます。

〔 介護保険給付サービスの利用料金 〕

通い、訪問、宿泊（介護費用分）の各サービスとケアプランの作成成分を含めた利用者の介護度ごとの1カ月単位の包括費用（定額）と、事業所の体制や利用者ごとの加算分を加えた額から、介護保険給付額を除いた金額を利用料としてお支払いいただきます。

《小規模多機能型居宅介護費（1ヶ月の包括費用）》

状態区分	1ヶ月の単位数	
要支援1	*別紙参照 厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の単位。	*契約開始（サービス利用開始日）が1ヶ月に満たない場合は日割り計算になります。 また、月の途中で契約解除した場合は、契約解除した日までの日割り計算となります。
要支援2		
要介護1		
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		

《小規模多機能型加算単位数 利用者ごとに算定対象となるもののみ》

初期加算	* 別紙参照 厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の単位。	・サービス利用開始から30日間
認知症加算Ⅲ		・30日を越える入院後の30日間
認知症加算Ⅳ		・認知日常生活自立度Ⅲ～Ⅴの方
訪問体制強化加算		・要介護2で認知日常生活自立度Ⅱの方
総合マネジメント体制加算Ⅱ		・訪問職員を基準どおり配置した場合
サービス提供体制加算Ⅱ		・個別サービス計画の作成
介護職員処遇改善加算Ⅰ		・介護福祉士数が基準に該当する場合

※ 袋井市は1単位10.17円で計算されます。（少数点以下の端数処理が生じます）。

〔 短期利用居宅介護利用の介護保険給付サービスの利用料金 〕

通い、訪問、宿泊（介護費用分）の各サービスを含めた利用者の介護度ごとの1日単位

の費用と、事業所の体制や利用者ごとの加算分を加えた額から、介護保険給付額を除いた金額を利用料としてお支払いいただきます。

《短期利用居宅介護費》

状態区分	1日の単位数	
要支援1	*別紙参照 厚生労働大臣が定める 介護報酬告示上の単位。	
要支援2		
要介護1		
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		

《短期利用居宅介護加算単位数 利用者ごとに算定対象となるもののみ》

サービス提供体制加算Ⅱ	* 別紙参照	・介護福祉士数が基準に該当する場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の単位。	

※ 袋井市は1単位 10.17円で計算されます。(少数点以下の端数処理が生じます)。

(2) 介護保険の給付対象外サービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食事提供費 食事に要する食材費、調理費。	* 別紙参照 利用の有無、回数等により利用者ごとに計算します。
②宿泊費 宿泊に要する水道光熱費、リネン費、介護消耗品等。	
③おむつ代、パット代。	
④教養娯楽費 利用者の希望によるレクリエーション、買い物、諸活動の材料代、購入品、入場料等。	
⑤日用品費 タオル、バスタオルの提供。	
⑥送迎費、交通費 ・通常の事業実施区域を越えた地点から片道10km未満 ・通常の事業実施区域を越えた地点から片道10km以上	

\*経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、料金を変更することがあります。

(3) 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」について

住民税が世帯非課税等の低所得者の利用料軽減の方法として、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」があります。認定申請の手続きは市町の担当課で受付されますので、直接出向かれるか、事業所の職員にご相談ください。

(4) 利用料金の支払い方法

1ヶ月間の利用料金を、利用者指定の口座より、翌月の27日に自動振り替えによりお支払いいただきます(27日が土、日、祝日の場合は翌日となります)。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定は、利用者の都合により中止、変更、新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施予定日の前日までにお申し出ください。サービスの追加、変更に対して事業所の稼働状況により利用者の希望するサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。

サービスを休まれる場合のキャンセル料はいただきません。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は2年間保存します。

## 6 苦情・相談の受付と解決手順

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、次の専用窓口で対応します。

受付窓口	窓口担当者 遠藤 由理 解決責任者 柞木 晃
受付時間	9時から17時
利用方法	電話：(0538) 24-0390 面接：事業所内相談室 利用者ご自宅、郵送、事業所の受付箱(玄関)もご利用ください。

(2) その他の苦情や相談の受付機関

(福) 三宝会 第三者委員	石黒久博 電話(0538) 23-2991 江川唯姫子 電話(0538) 24-0679
静岡県国民健康保険 団体連合会	〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4-34 電話(054) 253-5590
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内 電話(054) 653-0840
袋井市 保険課 介護保険係	(0538) 44-3152

\*各市町の介護保険係、静岡県の各健康福祉センターの介護保険係でも受付します。

(3) 苦情・相談の解決手順

苦情または相談があった場合には、利用者の状況、事実を詳細に把握するように努め、

状況の聞き取りや事情の確認のための訪問を実施するなど、問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を進めます。状況内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

## 7 運営推進会議の設置

当事業所では、地域に密着し、開かれたものとするために及び事業所やサービスの内容を把握していただくために運営推進会議を開催し、事業の内容報告やその評価、要望、助言等を交換します。感染症等を考慮し ICT を活用した会議も検討します。

構成員	利用者、利用者のご家族、地域住民の代表、市職員または地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等で構成します。
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 8 協力医療機関と連携施設

当事業所では、利用者の主治医、かかりつけ医との連携を基本としながら、病状の変化や相談事項が発生した場合の協力医療機関、緊急時等の相談機関として次の機関と連携をとります。

協力医療機関	徳永医院 袋井市西同笠 1 4 9 - 1      電話 (0 5 3 8) 2 3 - 2 0 1 7
協力歯科医療機関	まきの歯科クリニック 袋井市浅名 6 7 8 - 1      電話 (0 5 3 8) 2 3 - 0 1 3 0
連携施設	介護老人福祉施設 紫雲の園 袋井市浅名 1 5 7 7 - 1      電話 (0 5 3 8) 2 3 - 4 7 1 0

## 9 非常災害・緊急時の対応

(1) 利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の防災計画に沿って、迅速に、より安全な避難誘導を行います。また、避難誘導、救出、消火等の必要な訓練を定期的に、利用者も参加して行います。

(2) 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等、地域との連携を重視します。

(3) 地震、風水害などの自然災害で、予知できるものに対しては、利用者の安全を優先した調整を行います。突発的な予知できない場合の災害の責は、事業所にはありません。

(4) サービス利用中に利用者の容態変化等があった場合は、あらかじめ確認してある主治医への連絡と受診を基本に、緊急を要する場合は救急要請するなどの対応をとります。同時に、ご家族にも連絡をとり最善の方法を協議します。



## 10 身体拘束の廃止

事業所及び職員は、利用者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者本人または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きのもとで身体等の拘束を行う場合があります。この場合は、ご家族への定期的な報告、必要に応じて情報の開示に努めます。

## 11 高齢者虐待防止の推進

事業所は利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の必要な措置を講じます。

## 12 秘密保持と個人情報の取り扱い

### (1) 利用者及びご家族に関する秘密の保持

事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、収集、知り得た利用者、ご家族に関する情報・秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の取り扱い

事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、利用者及びご家族、他の関係機関から収集した個人情報を、(福) 三宝会の「個人情報保護に関する基本方針」のもと、次の目的以外に利用しないこととします。

#### 事業所内での利用目的

- ・ 登録利用申込み者の管理
- ・ 利用者へのサービスの提供  
居宅サービス計画作成、小規模多機能型居宅介護計画の作成  
円滑なサービスの提供等
- ・ 介護保険事務
- ・ 利用者のために行う管理運営業務  
登録・登録解除の管理、会計、事故報告、サービスの向上のための記録等
- ・ 事業所のために行う管理運営業務  
介護サービスや業務の維持・改善のための資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等

#### 事業所外への情報提供としての目的

- ・ 事業所業務の一部を外部業者へ業務委託を行う場合
- ・ 他の介護事業者、行政（保険者）との連携、連絡調整等が必要な場合
- ・ 利用者の受診にあたり、医師に介護記録や介護計画を提供する場合
- ・ ご家族への利用者の様態、生活状況の説明
- ・ 研修等の実習生やボランティアの受入れ、地域行事等に必要な場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社への相談または届出等</li> </ul>
その他の利用目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部監査機関への情報提供</li> <li>・ 外部研修、運営推進会議などの基礎資料</li> </ul>

\*上記以外の目的で利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上で利用します。利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

### 13 事故発生時の対応

(1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行い、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、原因の究明や改善策の検討を行います。

(2) サービス提供中において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所加入の損害賠償保険に基づく対応をします。

### 14 サービスの第三者評価

ひなたが提供するサービスに対する評価は、福祉サービス第三者評価機関による評価または運営推進会議等を活用した第三者評価の方法で実施します。受審した評価の結果は、直近のものを事業所内に設置および三宝会ホームページに掲載して閲覧できるようにします。

### 15 サービス利用にあたっての留意事項

#### (1) 必要書類の確認

サービス利用の際は、介護保険被保険者証をご提示ください。また、必要に応じてご提示いただく証書、書類があります。

#### (2) 事業所への情報提供

緊急連絡先の変更、利用者の様態や環境等に変化があった場合は、事業所にもご連絡ください。

#### (3) 長期休止

サービスを休止して1ヶ月以上経過する場合は、契約の終了について相談させていただきます。

#### (4) 悪天候時等の対応

台風や雪・凍結などの天候不良時には、利用者、ご家族と相談の上、サービス内容を調整・変更させていただくことがあります。

#### (5) 感染症対策

利用者やご家族、事業所内で感染症の恐れがあるときは、予防的な処置をとらせていただくことがあります。

事業所は、感染症の発生又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じます。

感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供出来るよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行います。

#### (6) 実習生、ボランティア、地域住民の受入れ

事業所では、社会活動への貢献や地域に開かれたものとするために、学生やボランティア、地域住民の受入れをします。この際には、利用者の個人情報の取り扱いに留意して対応します。また、ご家族の来所はいつでも構いません。

#### (7) 禁止事項

事業所内では、他の利用者へ迷惑を及ぼす行為（宗教活動、けんか、風紀を乱す行為、指定場所以外での喫煙、危険物の持ち込みや営利行為など）は禁止とします。また、事業所内の物品を故意に壊したり、持ち出しすることはできません。

- ・平成 24 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 24 年 7 月 1 日一部改正
- ・平成 24 年 10 月 1 日一部改正
- ・平成 26 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 26 年 5 月 8 日一部改正
- ・平成 27 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 29 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 30 年 9 月 11 日一部改正
- ・令和元年 5 月 1 日一部改正
- ・令和元年 10 月 1 日一部改正
- ・令和 3 年 4 月 1 日一部改正
- ・令和 4 年 6 月 1 日一部改正
- ・令和 5 年 5 月 1 日一部改正

## ひなた重要事項説明—同意書

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に際し、本書面（令和4年.6.1 改正版）に基づき、重要事項及び個人情報の取り扱いに関する説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 静岡県袋井市浅名 1 5 7 7 - 1  
法人名 社会福祉法人 三宝会  
代表者 理事長 岡 田 泰 稔

事業所 ひなた  
管理者 柞木 晃  
説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面（令和4年.6.1 改正版）に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の取り扱いに関する説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（ 利用者との関係 : \_\_\_\_\_ ）

署名代行の理由 \_\_\_\_\_